

砥部町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年8月5日

砥部町監査委員 影浦 浩
砥部町監査委員 三谷 喜



1 監査の対象

入札執行状況について

（令和6年12月2日から令和7年5月19日までの執行分）

業種	件数	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 建設工事	11	81,862,000	73,786,706	90.1%
② 測量・建設コンサル	3	13,957,900	12,782,000	91.6%
③ 委託業務	36	224,889,686	201,237,498	89.5%
④ 物品・その他	10	33,295,763	20,641,142	62.0%
合計	60	354,005,349	308,447,346	87.1%

監査事案

(1) 砥部町教育寮トベリエ家電製品及びOA機器購入

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
② 物品・その他	1,790,500	1,541,110	86.1%

(2) 小・中学校校務用パソコン等賃貸借業務

業種	設計金額(円)	落札金額(円)	落札率(%)
① 委託業務	114,757,680	111,900,000	97.5%

2 監査実施日

令和7年6月23日

3 監査の着眼点

一般競争入札参加資格の設定、指名競争入札に係る指名、予定価格の設定について、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

町が発注した建設工事等に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受け、監査対象のうち、監査事案を抽出し、監査を行った。

5 監査の結果

建設工事等に係る入札・契約制度の運用及び抽出された個々の監査事案に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定等の諸手続きについては、定められた基準等に従い、適正な方法により行われていた。

以上により、執行された入札及び契約手続きは適正に実施されたものと認める。